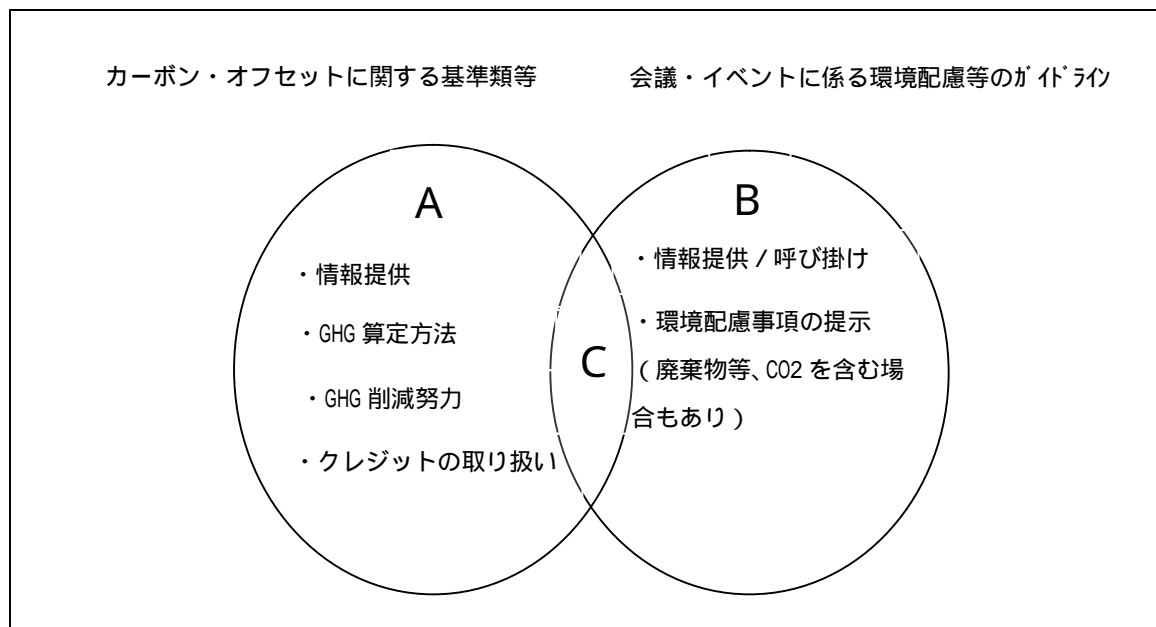


カーボン・オフセットおよび会議・イベントに関する環境配慮等に関する ガイドライン類の整理

1. 既存のガイドライン類等のカバーする範囲のイメージ



環境省においてカーボン・オフセットに係る基準について策定をしてきたことはすでに述べたが、会議・イベントに関する環境配慮に関するガイドライン等が国・地方自治体、NGO / NPO、民間企業等の手により作成・使用されてきた。

我が国においてカーボン・オフセットが本格的に取り組み始められてきたのは3～4年前に当たるが、会議・イベントの企画・運営に係る環境配慮のためのガイドラインや手引き等が作成された時期とは少しずれている（資料5参照）。また、これらの内容としては主として廃棄物発生への低減に関する取組が中心であり、CO2等の温室効果ガスの排出に係る取組を含むものはまれである。

また、温室効果ガスの取組について記述がある場合においても、炭素クレジットを活用したカーボン・クレジットについて記述を行っているものは極めてまれであり、特に、クレジットの調達・埋め合わせ、無効化といった手続きや、オフセットの提供を受ける側（ここでは会議参加者や広い意味では社会一般）への情報提供に含まれるべき内容・情報提供のタイミング（イベントの場合、極めて短い間に取組が行われるため、工夫をする必要が大きい）などを考慮に入れたものはこれまでにはあまり見られない。

2. 既存のガイドライン類等のカバーする範囲（事項別）その1

	(A) オフセットに関する事項					(B) イベント等の環境配慮に関する事項		
	情報提供 方法・手 続き	GHG 削 減努力	GHG 算 定方 法	バウン ダリー 規定	無効化 手続き	環境配 慮(廃棄 物)方法	環境配慮 (GHG)方 法	環境配慮 (水)方 法
会議等の 環境配慮のスス メ								
イベント 二酸化炭素排出 量の把握・削減マ ニュアル								
オフセット算 定ガイドライン								
オフセットの 情報提供ガイド ライン								
オフセット認 証基準								

上記 ~ のガイドライン・基準類の正式名称は資料5を参照。

: 要件として規定

: 明示的な要件ではないが関連する記述あり、または一部のみ規定

2. 既存のガイドライン類等のカバーする範囲（事項別）その2

	(C) イベント特有の性質をふまえた オフセットの要求事項				
	情報提供方法・手続き	GHG削減努力	GHG算定方法	バウンダリー規定	無効化手続き
会議等の 環境配慮のススメ					
イベント 二酸化炭素排出量の 把握・削減マニュアル					
オフセット算 定ガイドライン					
オフセットの情報 提供ガイドライン					
オフセット認 証基準					

上記 ~ のガイドライン・基準類の正式名称は資料5を参照。

: 要件として規定

: 明示的な要件ではないが関連する記述あり、または一部のみ規定